

令和6年12月26日招集

12月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和6年度12月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年12月26日(木) 午後2時30分から午後3時07分

2 開催場所 江南区福祉センター多目的ホール

3 出席委員 (33人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一		24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第52号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第53号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第55号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第56号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁
南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係 武田勇 農地係主査 鳴倉明彦

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度12月定例総会を開会いたします。</p> <p>15番 平原大悟委員、23番 増井勝委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、1番 首藤 正男 委員、2番 田村 良雄 委員 をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p> <p>議案第52号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第53号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で1件、中央地区で5件、秋葉区で7件、南区で9件、西区で5件、西蒲区で8件の計35件です。</p> <p>次に議案第52号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で1件の計2件です。</p> <p>次に議案第53号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で2件、中央地区で4件、南区で2件、西区で1件、西蒲区で3件の計12件です。</p> <p>次に議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、中央地区で1件、西区1件の計2件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は51件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の本田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件4件は、去る12月24日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第52号 農地法第4条許可申請についてです。議案書14ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、車庫建築敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は第2種農地です。排水計画も整っており、周辺農地に</p>

<p>議 長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>影響のない計画となっています。</p> <p>続きまして、議案第 53 号 農地法第 5 条許可申請についてです。議案書 16 ページをご覧ください。</p> <p>「北 1 号」は、露天資材置場敷地に転用するものです。農地区分は第 2 種農地で、土地改良区域外です。排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>「北 2 号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第 2 種農地です。排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 1 件、第 4 条許可申請 1 件、第 5 条許可申請 2 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の 11 件は、去る 12 月 24 日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 57 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書 3 ページから 4 ページをご覧ください。</p> <p>「中 1 号」は、同一経営体内で、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>「中 2 号」は、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中 3 号」は、経営移譲年金受給の使用貸借期間満了による再設定です。</p> <p>「中 4 号」、「中 5 号」はお互いに農地の効率的な利用を図るため所有権を交換するものです。</p> <p>続きまして、議案第 52 号 農地法第 4 条許可申請についてです。</p> <p>15 ページをご覧ください。</p> <p>「中 1 号」は自宅敷地が市の計画道路にかかり、移転を余儀なくされたため、農家住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第</p>
---------------------------	--

<p>議長</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>2種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第53号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、将来設計を考え、売買により個人住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中2号」、「中3号」、「中4号」は、売買により特定建築条件付売買予定地に転用するものです。</p> <p>「中2号」の農地区分は第1種農地ですが不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。「中3号」、「中4号」の農地区分は第3種農地です。</p> <p>「中1号」から「中4号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、相続税の申告の際に、申請地の納税猶予を受けるため申請に至りました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、第4条許可申請1件、第5条許可申請4件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の7件を、24日に審査いたしました。</p> <p>議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は譲渡人の申し出により売買するものです。</p> <p>「秋2号」から「秋6号」はいずれも貸付人の申し出により賃借</p>
-------------------------	--

<p>議 長</p> <p>南区部会長 職務代理人</p>	<p>権を設定するものです。</p> <p>「秋7号」は経営移譲により使用貸借権を設定するものです。以上7件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長職務代理人の田中でございます。それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は11件で、去る12月24日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の7ページから9ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」から「南5号」は、譲渡人が県外居住者で相続により取得した農地を管理できないため、近隣を耕作しているそれぞれの譲受人に所有権を贈与するものです。</p> <p>次の「南6号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南7号」は、経営移譲年金を受給するため、親子間で使用貸借権を設定するものです。</p> <p>次の「南8号」は、譲受人が家庭菜園をするため、自宅近くの農地を売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南9号」は、譲受人が耕作している隣の農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第53号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の18ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、露天車両置き場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、月潟に事務所をかまえ中古車販売業を営んでいますが、新たな車両置き場が必要となり申請しました。</p> <p>次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、申請地の後背地に土地を所有しており、そこに個人住宅を建築するため申請しました。</p> <p>「南1号」と「南2号」の申請地の農地区分は、第1種農地に分</p>
-----------------------------------	--

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>なお、5条許可申請2件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請9件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>12月24日に開催した西区部会での審査報告をいたします。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>議案第57号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」から「西5号」はいずれも、譲渡人の規模縮小および、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、19ページをご覧ください。</p> <p>議案第53号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、売買により、露天車両置場敷地に転用し、申請者が経営する建設会社の重機置場として利用する計画です。農地区分は第3種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、です。</p> <p>「西1号」は、相続税の申告の際に、申請地の納税猶予を受けるため、申請に至りました。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、同法第5条1件、相続税の納税猶予適格者証明願1件、合計7件は、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p>

<p>西蒲区部会長</p>	<p>す。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の11件は、去る12月24日に審査を行いました。</p> <p>議案第57号 農地法第3条許可申請についてです。 議案書12ページから13ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、「蒲8号」は、譲渡人からの要望で、売買及び贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲2号」から「蒲4号」までは、以前から耕作していた譲受人へ、贈与及び売買によって所有権を移転するものです。</p> <p>「蒲5号」は、同一経営体内で、贈与にて所有権移転するものです。</p> <p>「蒲6号」、「蒲7号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、議案第53号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書20ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、「蒲2号」は、賃貸借により、天然ガス採掘施設敷地として一時転用するものです。</p> <p>転用者は、令和3年から、同敷地でガス採掘のため一時転用許可を受けておりましたが、引き続き利用するため、申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>「蒲3号」は実家となりの申請地を使用貸借し、将来を見据え個人住宅建築敷地に転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「蒲1号」から「蒲3号」まで、いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請8件、第5条許可申請3件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 5 7 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 1 4 ページ、議案第 5 2 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 6 ページ、議案第 5 3 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 2 1 ページ、議案第 5 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊 1 の議案第 5 5 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊 2 の議案第 5 6 号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。最初に、議案第 5 5 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>最初に、議案の修正・取り下げについて説明します。本日机上に配布させていただいた、正誤表をご覧ください。</p> <p>資料別冊 1 の 5 6 ページ、新規の利用権設定、秋 1 8 号について、譲渡人が市内に転入していたことが判明したため、正誤表 1 のとおり住所を修正します。</p> <p>また、1 8 6 ページから 1 8 8 ページ、農地中間管理事業の新規の利用権設定、蒲 1 2 7 号・1 2 8 号、1 3 1 号から 1 3 4 号、1 3 7 号・1 3 8 号について、申出後に所有者が亡くなったため、取り下げ書の提出がありましたので、正誤表 2 のとおり取り下げます。</p> <p>それに伴う地区別実績表の差し替え用の資料も机上に配布させていただきましたので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料別冊 1 をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。資料の表紙をめくっていただいて、1 ページ、令和 6 年 1 2 月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区 9 3 件、中央地区 2 9 件、秋葉区 4 4 件、南区 3 6 件、西区 1 3 件、西蒲区 5 4 件、合計で件数 2 6 9 件、面積 1, 8 8 2, 2 1 7 m²です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区 9 件、中央地区 7 件、秋葉区 3 件、南区 1 0 件、西区 7 件、西蒲区 2 1 件、合計で件数 5 7 件、面積 2 6 0, 0 5 7 m²です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、南区 2 件、西蒲区 2 件、</p>

合計で件数4件、面積6,182㎡です。

続いて2ページ、利用権の更新について、北区65件、中央地区33件、秋葉区36件、南区29件、西区12件、西蒲区42件、合計で件数217件、面積1,399,559㎡です。

詳細につきましては、議案書の4ページ以降となります。

新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから121ページのとおりです。

次に、利用権の移転については、122から127ページのとおりです。

続いて、農地中間管理事業関係についてです。差し替え資料、令和6年12月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、北区28件、秋葉区10件、南区76件、西区28件、西蒲区132件、合計で件数274件、面積2,227,592㎡です。

詳細につきましては2枚めくっていただいて、取り下げ案件を含め131ページから188ページのとおりです。

以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。

また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。

従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、189ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。

市の公告については、令和7年1月17日からとなります。

引き続き、議案第56号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。

お手元の資料別冊2をご覧ください。

資料の表紙をめくっていただきまして1から18ページのとおり、北区で6件、秋葉区で12件、南区で20件、西区で9件、西蒲区で23件、移転の申出がありました。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から12月3日付で

<p>議 長</p>	<p>意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、17ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和7年2月28日からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第55号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、別冊1の議案第55号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、別冊2の議案第56号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>終了時間</p> <p>15:07</p>	<p>以上で、議事として提案した案件について終了します。 その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度12月定例総会を閉会いたします。</p>
--	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
